

## 令和元年度決算審査特別委員会（第8回）

令和2年9月23日（水曜日）午前9時59分開会

### ○付託案件

- 認定第1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

1. 報告書のまとめについて
2. その他

### ○出席委員（16名）

委員長	長谷川 生 人	副委員長	田 村 敏 郎
委 員	横 田 有 一	委 員	平 松 俊 一
委 員	池 田 誠 悦	委 員	稲 垣 明 美
委 員	畑 中 静 一	委 員	上 野 武 彦
委 員	坂 本 繁	委 員	澤 出 明 宏
委 員	中 島 勝 也	委 員	川 村 主 税
委 員	中 川 友 規	委 員	若 山 雅 行
委 員	川 上 弘 一	委 員	青 山 金 助

### ○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（0名）

### ○本会議の書記

事 務 局 長 関 口 順 子 書 記 妹 尾 洋 兵

午前 9時59分 開会

○長谷川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和元年度決算審査特別委員会第8回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、これまで行ってきた令和元年度決算審査について、お手元に配付のとおり、当委員会の報告書案ができておりますので、報告書案について提案いたします。

報告書案については、事務局のほうで読み上げて提案したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。

それでは、事務局のほうでお願いいたします。

事務局長。

○関口議会事務局長 それでは、読み上げさせていただきます。

委員会報告第9号、令和元年度決算審査特別委員会報告書。

令和2年9月10日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和元年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年9月23日。

七飯町議会議長木下敏様。

令和元年度決算審査特別委員会委員長長谷川生人。

記。

1、事件名。

(1) 認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

(2) 認定第2号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(3) 認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(6) 認定第6号令和元年度七飯町土地造成事

業特別会計歳入歳出決算認定について。

(7) 認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

2、審査の経過。

令和2年9月10日、11日、14日、15日、16日、18日、23日の7日間、委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当部長、教育次長、担当課長、局長、センター長の出席を求め、審査を行った。

3、審査の総括。

(1) 認定第1号令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定。不認定。

概要及び理由。

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表をごらんください。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額119億8,853万2,464円で、前年度と比較し、国庫支出金、町債などの減少により、全体で24億2,908万2,687円減少している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は29億7,403万5,134円と、前年度より2,351万7,158円減少している。

委員からは、歳入のスクールバス売払収入7万円について、インターネットオークションを活用せずに公募により売却したことは、自主財源確保の観点からもオークションを活用すべきであるとの意見があった。

歳出総額は118億5,658万8,526円で、前年度と比較して、農林水産業費、商工費などの減少により、全体で23億4,758万2,875円減少している。

委員からは、歳出の学校管理費(小学校)の燃料費(プロパン)150万6,851円について、同一の敷地内にある施設に関して、同じ燃料の契約方法が異なることに統一性がないとの意見があった。

また、町道の着手がなされているが、引き続き

未完了となっている工事箇所については、住民サービス向上の観点からも、計画的に早期での工事の完了をするべきとの指摘があった。

歳入歳出差引額は1億3,194万3,938円で、翌年度に繰り越すべき財源625万5,000円を差し引いた実質収支額は1億2,568万8,938円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,001万812円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金7,500万円を加え、基金取り崩し額6,500万円を差し引いた実質単年度収支額は1,001万812円の赤字である。

不用額は、2億9,576万7,464円（うち繰越明許分2,409万7,966円）となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種会議、行事等の中止、公共施設の休館や学校の臨時休校などの措置がとられたことによる不用額があるものの、減額を見込めるというケースも一部見受けられた。委員からは、監査委員からの意見書にも記載されているように、常に財源の有効活用という観点に立ち、執行状況の把握と早期の予算整理に努めるべきとの指摘があった。

特に財政管理費の積立金8,452万4,427円の不用額については、補正予算において積立金を計上しているにもかかわらず、積み立てを行わなかったことに対する意見があった。

討論においては、同一の敷地内にある施設に関して、同じ燃料の契約方法が異なること、スクールバスの売却に関して、インターネットオークションを活用せずに公募により売却していること、基金積立金に関して、補正予算において積立金を計上しているにもかかわらず、新型コロナウイルスへの対応という漠然とした理由で積み立てを行わなかったことが認定に反対する理由として挙げられた。

以上、本会計について、起立採決をした結果、賛成5名、反対9名により、不認定すべきものと決定した。

なお、賛成者から、少数意見の留保があった。

(2) 認定第2号令和元年度七飯町国民健康保

険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表をごらんください。

本会計の歳入総額は33億4,201万3,079円、歳出総額は33億2,384万6,778円で、実質収支額は1,816万6,301円の黒字、単年度収支額は7,309万2,975円の黒字となっており、累積赤字の解消が達成されている。北海道との共同保険者へ移行したことにより、町の保険給付負担が減少したものの、今後も税収の確保や収入未済額の緊縮などにより、国保事業の適正かつ安定した運営に努めていただきたい。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表をごらんください。

本会計の歳入総額は4億1,861万9,813円、歳出総額は4億1,187万8,422円で、実質収支額は674万1,391円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表をごらんください。

本会計の歳入総額は28億7,720万1,869円、歳出総額は28億2,358万2,660円で、実質収支額は5,361万9,209円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の970万930円となっており、歳入は、介護予防サービス計画費収入で、歳出は、保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

下水道事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表をごらんください。

本会計の歳入総額は8億5,217万2,897円、歳出総額は8億2,885万1,060円で、実質収支額は2,331万6,837円の黒字となっている。

収入済額は前年度に比べ7,909万7,572円減少しているが、その主なものは使用料及び手数料である。これは、下水道事業に地方公営企業法が適用され、令和2年3月31日現在の収入済額をもって本会計が廃止されたことにより、令和2年3月分の下水道使用料の全額と道補助金が未収入となっているためである。未収金として、新会計である七飯町下水道事業会計へ引き継がれている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表をごらんください。

本会計の歳入総額は145万8,126円、歳出総額は3万3,000円で、実質収支額は142万5,126円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定。認定。

概要及び理由。

総収益5億1,561万2,080円で、113万3,317円の増加、総費用4億4,753万5,590円で、276万2,678円の増加、差し引き当年度純利益は6,807万6,490円で、162万9,361円減少したが、黒字決算となった。

当年度純利益6,807万6,490円に前年度繰越利益剰余金7,208万761円を加えた当年度末処分利益剰余金1億4,015万7,251円のうち、令和2年度期首に減債積立金5,000万円、建設改良積立金2,000万円を積み立てた処分後の繰越利益剰余金は7,015万7,251円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備、維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○長谷川委員長 御苦労さまでした。

ただいま事務局のほうで報告書案について読み上げて提案とさせていただきますが、加除、修正はありませんでしょうか。

澤出委員。

○澤出委員 2ページ目のところなのですが、2段目のところの、「委員からは、」と続くところなのですが、お分かりになりますか。「委員からは、歳入のスクールバス売払収入7万円について、インターネットオークションを活用せず

に公募により売却したことは、」というのは、何か文章の呼応がちょっと悪いような感じがするのですが、こちらはどうでしょう。例えば、「売払収入7万円に関して、インターネットオークションを活用せずに公募により売却したことについては、」とかに直すと通りいいような気がするのですけれども。

○長谷川委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 すみません、内容ではなくて形式的なところなので、御意見をいただきたいというところですが、それぞれの表が書かれておりますけれども、一番下の6のところ、「実質収支のうち地方自治法」何とかとなっているのですけれども、これ、「実質収支額のうち」の間違いだと思うのですけれども、「額」というのを追加していただければと思います。

それと、3ページ目の2行目、不用額は、これでいくと「2億9,576万7,464円」になっていますけれども、これ、「474円」の間違ひではないかどうか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

そのほかの数字は、ちょっとチェック未済なので、大丈夫でしょうかというところはありますけれども、以上2点、ちょっと見解をお願いしたいと思います。

○長谷川委員長 ほかに。

横田委員。

○横田委員 1ページ目の下から3行目、「審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類」と書いてあるのだけれども、前は、こういうときは「証拠書類」というような言葉を使っていたような気がするのだけれども、どうなのか、その1点だけです。

すみません、もう1点。3ページの上から5行目の後半、「委員からは、監査委員からの意見書にも記載されているように、常に財源の有効活用という観点に立ち、執行状況の把握と早期の予算整理に努めるべきとの指摘があった。」とあるのですけれども、「常に財源の有効活用という観点に立ち」と、これは監査報告の中からとったということなのですか。というところをお願いします

す。

○長谷川委員長 それでは、これから委員長、副委員長、事務局を交えて協議してまいりたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時34分 再開

○長谷川委員長 それでは、引き続き再開いたします。

ただいま、加除、修正について、澤出委員、若山委員、横田委員から指摘、修正部分がありました。

そのことについて、事務局のほうから報告いたします。

事務局長。

○関口議会事務局長 それでは、ページごとに行きたいと思います。

まず、1ページ目の下から3行目のところですね。横田委員から指摘のありました「証書類」の部分だったのですが、ここ二、三年、こういう使い方をしております。

次、2ページ目です。若山委員から指摘のありました表の6番目、「実質収支」の後に「額」が入ります。これは全会計の表に「額」を追加します。

澤出委員から御指摘のありました中段の文章からの5行目、「委員からは、」という部分なので、すみません、澤出委員から「について」という御提案だったので、そうしますと、上の部分と、「ついて」、「ついて」とかぶってしまうので、これは「7万円に関して、インターネットオークションを活用せずに公募により売却したことについては」と修正したいと思います。

次、3ページ目の2行目の不用額、「295,767,464」と書かれておりますが、「474」の、すみません、打ち間違いです。

上から6行目の、「常に財源の有効活用という観点に立ち」という部分なので、これは監査意見書の44ページに書かれている部分でございます。

以上でございます。

○長谷川委員長 ただいま修正箇所については事務局より読み上げていただきましたが、これに対して御意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 なければ、加除、修正に対する質疑を終わります。

それでは、令和元年度決算審査報告書については、承認されたものとし、9月24日に開催されます第3回定例会最終日に委員会報告といたします。

また、少数意見報告書も提出されておりますので、委員会報告書とあわせて議長へ提出します。

お諮りいたします。

以上で、本委員会の審査を全て終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。

本日の委員会は、これで終了させていただきます。

長期間にわたり……。 (「少数意見の内容は報告しないのですか。配って終わり。」と呼ぶ者あり)

明日報告する。(「ここで検討しないの、これは。ちょっと間違えて、訂正させていただきたいところがあるのですけれども」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○長谷川委員長 引き続き再開いたします。

局長のほうから説明いたします。

○関口議会事務局長 少数意見の留保につきましては、会議規則75条2項によりまして、少数意見を留保した者がその意見を議会に報告する場合には、簡明な少数意見報告書をつくり、委員会の報告書が提出するまでに委員会を経て議長に提出しなければならない。

委員会を経てということで、皆様にお配りしたところなのですけれども、その報告書につきましては、出された方の意見ですので、委員会としては……。 (発言する者あり) それは報告者の意見なので、それについて……。 (発言する者あり)

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時53分 再開

○長谷川委員長 引き続き、再開いたします。

ただいま中島委員のほうから御異議のお話がありましたことに対して、事務局より説明がございました。

事務局長、よろしくお願ひします。

○関口議会事務局長 道議長会のほうに照会しましたところ、規定はないのですけれども、通常、余り個人の名前を出すことはないということでしたので、提出者のほうに、こちらの部分については訂正をして、今日、委員会報告を出すときに間に合わせて提出したいと思います。

以上です。

○長谷川委員長 中島委員、どうぞ。

○中島委員 町村会から聞いたという話を聞いたけれども、町村会というのは一般的なことしか言わないのですよ。我々は会議規則で動いているわけですよ。会議規則にだめだと書いてあるのですよ。問題ないよと、今、局長、言ったけれども、町村会は一般的なことしか言わないのですよ。ここがだめだとか、これはいいとかとは、町村会は絶対言わないですから。一般的な常識的なことしか言わないですからね。やってもいいよ、でもやらないほうがいいですよとか、そういう言い方しかしないですから、だから、そういう言い方ではだめなのですよ。七飯町議会としてはどうなのだという事なのだから、会議規則というものがあるのだから、会議規則にのっとってやればいいのですよ。町村議会はこういうことを言いましたとか、問題はないよだけれども、名前は消しますと、そういう言い方はどうかと僕は思いますよ、七飯町議会として。町村会というのは一般常識的なことしか言わないのですから。七飯町議会のためには言わないですから、全体的な平均的なことしか言わないのですから。うちには会議規則という立派なものがあるのですよ。

○長谷川委員長 事務局長。

○関口議会事務局長 うちの会議規則にも個人名を出してはいけないという部分は書かれていませ

るので、では、委員長のほうから皆さんに諮って  
いただいてという形でよろしいでしょうか。この  
件について言いました。

○長谷川委員長 ですから、当初、事務局長がお  
話しました、中島委員に対する御異議に対し  
て、町村会の意見、あるいは助言をいただいて、  
先ほど1回目に説明しましたけれども、それに対  
して、提出者が、その名前の部分を削除して修正  
して改めて提出するということなのですからけれど  
も、それでよろしいかなと私は思いますけれど  
も。よろしいですか。

ほかに何かこのことに対しての御異議ございま  
すか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 なし。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 それでは、改めましてお諮りい  
たします。

以上で、本委員会の審査を全て終了したいと存  
じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。

本日の委員会は、これで終了させていただきます  
す。

長時間にわたり、大変御苦労さまでした。

以上でございます。

午前10時57分 閉会